

参考資料 2－2

組織が発行するデータの信頼性を確保するための制度に関する検討会（第1回）議事要旨 令和2年4月20日

1 日 時

令和2年4月20日（月）10:30～11:45

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

(構成員) 手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曽構成員、小田嶋構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

(オブザーバー) 神谷内閣官房情報通信技術（IT総合戦略室）参事官補佐、浅岡内閣官房情報通信技術（IT総合戦略室）企画官、山本内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付上席政策調査員、天白金融庁総合政策局総合政策課フィンテック室調整官、布山経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室室長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

(総務省) 竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮サイバーセキュリティ統括官室審議官、大森サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、近藤サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配付資料

資料1－1 「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」開催要綱

資料1－2 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度（eシール）の検討の方向性について

資料1－3 富士通株式会社提出資料

5 議事要旨

(1) 開 会

竹内サイバーセキュリティ統括官から挨拶。

(2) 議題

① 開催要綱について

事務局から資料 1－1について、説明が行われた。本検討会の座長に手塚構成員が、座長代理に渋谷構成員が、選出された。

② 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度（e シール）の検討の方向性について

事務局から資料 1－2について、説明が行われた。

③ 関係者ヒアリング

渋谷構成員から資料 1－3について、説明が行われた。

④ 意見交換

事務局からの説明及びヒアリング対象者からのプレゼンテーションの後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

竹内統括官：渋谷構成員の説明は、紙で行っている業務を電子化する際に e シールのニーズがどういったところにあるかというところが中心だったが、ソフトウェアのアップデートについては、もともと電子で実施することが当たり前という認識。ソフトウェア企業として、ソフトウェアのアップデートを電子で行った場合、なりすましによるトラブル・被害に対してどのような対策を実施しているのか。

小田嶋構成員：例えば、マイクロソフトのパソコンにソフトウェアをインストールする際には、発信元の企業・組織が当該ソフトウェアにコードサイニング証明書で電子署名を行うことになるが、当該電子証明書の中に企業・組織の情報が記載されているため、発信元の企業・組織が分かるようになっている。この仕組みは e シールに近似している。

手塚座長：すなわち、ソフトウェアのコード自体の改ざんが行われていないことも確認できるということでおろしいか。

小田嶋構成員：然り。

新井構成員：電子委任状法の「電子委任状の普及を促進するための基本的な指針」の第 3 の 1 の二の取扱事業者記録ファイル方式の電子署名に関しては、e シールにならざるをえないと考えているため、本検討会では、そのような視点で意見を述べていきたい。

一つ渋谷構成員に質問。資料 1－3 の 7 ページ目で、相手に印鑑登録を求めるというところについて、具体的にはどのような効果があるのか。

また、第三者に印鑑登録をしてもらうことで信頼性が上がり、効率化につながるのではないかと考えているが如何。

渋谷構成員：印鑑の登録については、官公庁相手の場合は、使用印鑑届けということで予め請求書等の提出する書類に付す社印を登録するルールがあり、入札の中で一般的となっている。登録した社印と請求書に付された社印を比較して確認するというフローになっている。第三者の登録をもとに確認できるようになればこうした登録も不要である。効果は高いのではないか。

伊地知構成員：企業の中でEDIが進んできている、電子化の流れが進んでいることを痛感。私は、日本データ通信協会ではタイムスタンプの認定に関わっているが、最初は生命保険の会社で情報システムを担当していた。振り返ると生命保険においては、電子化の対象として控除証明書が考えられる。調べてみると、控除証明書は平成30年度分から電子媒体で発行できるようになっているが、電子データの信頼性を確保するという点には十分な配慮がなされていないのではないか。ユースケースを検討する中ではそうした分野も考えるべき。

岡田構成員：私が所属するNECでも東京2020に向けてテレワーク環境を整備してきたが、請求書等の書類は紙ベースのため、出社しないと手續が難しいという状況がある。渋谷構成員から、郵送で送られてくる請求書が四万二千件という話もあったが、その電子化はどうしても必要になってくるため、今後重要な論点ではないか。出社できないという今の状況は電子化のニーズが明らかになる状況だともいえる。また、ユースケースの提案募集については、大企業だけではなく中小企業を含め、幅広い業種もしくは企業に聞く必要があるのではないか。

事務局：提案募集については、今週総務省から報道発表を行い、幅広く周知を行う予定で、日本経済団体連合会、新経済連盟、公認会計士協会、トラストサービス推進フォーラム、日本税理士会連合会等にも聞く予定。中小企業に対しては経済産業省との連携なども検討している。幅広く意見を拾えるようにしていきたい。構成員の方々にも関連する団体に周知いただきたい。

小川構成員：私が所属する日本トラストテクノロジー協議会では、リモート署名に関する技術的なガイドラインを作成している。本検討会で議論するeシールに関しても、サーバーに署名鍵を保管して、必要に応じて本人が当該サーバーにアクセスして署名をするという方法が考え得るため、参考になるのではないか。

小木曾構成員：私からは5点に分けてお伝えしたい。1点目は技術水準、ク

ラウド・バイ・デフォルトと言われている時代なので、最新の技術水準に照らしてどう考えるか。その時代に沿った形でどのように電子契約を進められるかという議論が必要。2点目は、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）である。アナログな業務を代替するという発想ではなく、その業務自体やる必要があるのかを考える必要がある。3点目は、トランザクションコストに関する問題である。資料1－2の8ページ目に、eシールについては制度上の位置付けがないという話が書いてあるが、もう一つのコスト・手間等が見合うかというポイントこそが重要であると考える。コスト・手間は具体的には、規制上求められる水準・民民の慣行・技術水準として高すぎるものが求められるということもある。本検討会で検討する仕組みも、事実上新たな規制となってしまうと電子契約の推進にむしろマイナスになってしまうのではないか。4点目は、製品思想ではなくサービス視点の思想。5点目は、私の団体でとりまとめているアナログ10原則である。対面・書面原則や、押印原則、原本原則といった10個のアナログ原則の完全撤廃を言っている。推進の弊害になる規制も含めて今回を機に改めて検討を行い、どういうものがネックになっているかもう一度考えてお示ししたい。

小田嶋構成員：電子認証局会議は電子署名法に基づく認定認証事業者の会議体で、私は事務局を担当しており、認定認証事業者としてeシールは重要視している。組織による意思を表明しない形での署名だが、eシールに近似するものとして、ソフトウェアのインストールファイルへのサインや電子メールのS/MIMEなどが挙げられる。企業の取引の際に使う商標のようなものも電子化された場合、根源性証明や改ざん検知にeシールは役立つのではないか。

また、eシールの検討に当たっては、識別子が重要。渋谷構成員の資料においても適格請求書発行事業者の登録番号に付言があった。ある組織において、特にデータ連携による業務効率化と組織の正当性を示す際の堅確化を実現するため、悉皆性を満たし、かつ重複の無い識別子が重要であることは論を待たないものと認識している。一方で、信頼の起点も重要。いくら一民間企業が有用だと称しても、利用者は信頼できない。第三者による信頼の基準が重要。

要望は二点あり、一点目はユースケースに関する提案募集以降の簡単なスケジュールを教えていただきたい。二点目は、論点の詳細化をお願いしたい。

事務局：提案募集は4月から5月にかけて実施する予定である。提案の提出状況をふまえて、改めて、その後のスケジュールについてはお示しする。

小松文子構成員：業務のプロセス改善となるとおそらく、抵抗感がかなりあるのではないか。それをなるべく遮減できるアプローチでやっていく必要がある。今は、国がやっているという理由で、印鑑登録証明書を信頼している業者も多いと思う。一方で、署名をつけて、その真正性の検証を民間の組織がやるとなると当該民間組織を信用する必要がある。この発想の転換はかなり難しいのではないか。特に銀行の業務は難しい感じる。現在でも出社しなければならない状況がある。eシールによって、今回説明があった融資業務以外の色々な業務でも業務改革できるといい。

小松博明構成員：私の所属するあずさ監査法人では、インターネットサービスの安全性を確保するための SSL 証明書を発行する認証局の内部統制について監査する WebTrust 保証業務を行っている経緯から、この場に参加させていただいている。また、日本公認会計士協会での、IT アシュアランス専門委員会のメンバーでもあるため、日本公認会計士協会とも連携をとりながらやっていきたい。

eシールは技術的には確立していおり、監査でもデータを用いた監査として活用していきたいところであるが、電子化が網羅的に進んでいないという状況があって難しい。そのため、普及活動が非常に重要なのではないか。

柴田構成員：私が所属するトラストサービス推進フォーラムはユーザーに代わって情報収集して情報の安心性を判断し、電子証明基盤を構築することを目指している。本検討会では、ユーザーのニーズを吸い上げながら、るべき姿を議論していきたい。

組織のハンコとしては実印、代表取締役印といったものがあるが、一般的には出所を示すためには組織印や職責印といった、いわゆる認印が使われている。これらは、公的に印影が登録されているわけではない。紙社会ではそのようなものが自然発生的に使われるようになっている。

最近では、印影さえあれば3D プリンターで同じハンコを再現でき、職責印も誰が押しているか分からぬ。ハンコを自動で押す機械も出てきている。電子印影のコピーも当たり前に使われている。そもそも何のために押印をしているのか、紙からデジタルに代わることで、何をどのように完全性を担保するのかを考えた上で e シールの制度化について国際的な標準との整合をとりながら検討することが必要ではないか。

渋谷構成員：富士通で金融業務におけるイノベーションを担当している。小松構成員の先ほどの発言にあったが、請求書に記載すべき項目に関しては規定されているものの、そのフォーマットは標準化されていない。EDI

についても大手企業ではかなり普及しているが、業界・企業ごとにフォーマットは異なっている。直近の金融業務における変更では、個人に関してはオンライン本人確認の仕組みとその普及が始まっている。法人に関する同様に考えていいけたらいいのではないか。

袖山構成員：私は前職で国税当局に勤めており、八年前に税理士事務所を開業し、業務の電子化を推進する立場からコンサルティングをやっている。

テレワーク等が急速に需要を増す中、電子契約における安全性の確保は急務である。商取引においてはデータの真正性・確実性の確保が普及の条件であって、トラストサービスの必要性とその普及方法については議論が必要。一部の事業者だけではなく幅広く一般に利用される制度にする必要がある。

特に、2023年10月からの消費税のインボイス制度が導入されると、納税者にとっては適格請求書の確実な保存が必要になり、確認業務や、会計処理業務も増大する。事務負担の軽減を、いかに電子化によって実現するかを考えていきたい。国税当局側からしても適正公平な課税が必要であり、そのための仕組みづくりでもあると考えている。税理士の立場から組織等の電子証明書の制度構築に貢献したい。

中田構成員：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）では、法務委員会を中心に電子帳簿保存法の内容に関して、国税庁への改善要望や民間への周知を行っている。また、私が所属しているアルファテック株式会社では、経理業務のアウトソーシングを得意先より受託しているが、月末から月初にかけて業務が集中するため、多くの人数を必要とするなど、請求書の処理等に工数がかかっている。本検討会で検討するeシールも、経理業務におけるメリットを訴求できるような仕組みとなれば普及していくのではないか。

中村構成員：私は日立で公共行政関係のシステムインテグレーションを行っており、電子政府にも関わらせていただいた。

日本の事務は、自社内でコントロールできること以外にも、そのコントロールした成果について、監査や外部の方々とルールをすり合わせなければいけないことがある。また、企業間で、特に大手企業と協力事業者間の調整においてコントロールが必要な部分もある。それを全部いきなり電子化というと、抵抗感があり、なかなか進まないのではないかと思っている。

どういった業種、業務から進めていくといった優先順位をつけることが必要ではないか。本検討会で検討している分野については、今年の春から優先順位が大きく上がっている。そもそもeシールといった言葉が

伝わるかといった点にも配慮が必要。また、ソフトウェアのコードサイニングといった既にデジタル化が進んでいる分野において、制度化することで e シールの普及を実現し得るのかという観点も必要。

本検討会の内容は社会貢献という観点でも価値があると思うので、引き続き協力していきたい。

濱口構成員：私はトラストサービスのフレームワークや eIDAS 規則に関する研究をしている。二点コメントだが、まずは、小木曽構成員のあげた四つの論点に、強く賛同している。

もう一点は、トラストサービスのユースケースの提案募集について、eIDAS、e シールといった言葉は、例えばエストニアの市民であっても、99% の人は認知していない状況である。認識しているのは QTSP（適格サービスプロバイダー）に留まり、市民や一般のユーザー企業も知らないのが普通である。ユーザーは、ただ法的に信頼が担保されたサービスといった認識でデジタルサービスを使っている。EU においてもそのような状況であるため、トラストサービスのユースケースについて広くヒアリングするのは難しいという印象。ニュースになっていたが、はんこを廃止し、電子契約のみのペーパーレスを推進している GMO のような情報感度の高い企業からあたっていくのがいいのではないか。

宮内構成員：私は NEC で電子署名などを担当した後、現在は弁護士をやっている。発信元の確認のために使用されている角印は、信頼性に欠けているとも言われている一方で一定の信頼感があるというのは事実であるが、法的効果については、EU と同じように考えることは難しいのではないか。日本において、角印は自由心証における事実上の効果として整理してきた。この点については、電子化しても大きく状況は変わらないと考えている。

したがって、e シールという電子上の仕組みを考えた際に、従来の角印の持つ一定の信頼感を、e シールにどのように位置づけていくかが重要。その際、e シールがしっかりユーザーに使われるよう、どの程度のラインまで制度内で決めるのかといった配慮が必要。

山内構成員：私の所属する JIPDEC は電子署名法に基づく指定調査機関としての業務を行っている。これからは、トラストサービス全般の適合性評価機関としての業務に軸足を置いていこうと努力している。

昨年 12 月に eIDAS と ETSI に関する、トラストサービスの監査人の資格を TUViT からいただいた。その中でよくわかったのは、eIDAS 規則は、ストラクチャーが非常にしっかりしているということである。一般的なトラストサービスに要求する事項の定義、電子証明書を発行する TSP に

要求する事項 の定義、QTSP に要求する事項の定義という形で階段型の構造になっている。

本検討会においては電子署名法上の特定認証業務の仕組みも含めて、トラストサービス全体を俯瞰して取り組むことが重要。そもそも電子証明書を発行する認証局の役割はどのようなものかを更地から考える。自然人に限定せず、役職に対する電子署名が行われているケースも増えてきている。役職に対する電子署名も日本型 e シールの検討に関係があると思っている。

若目田構成員：本検討会に対するモチベーションとしては、既存プロセスの合理化もさることながら、データ流通の活性化による新たなビジネスの創出や課題の解決についても考えていきたい。制度に関するものだけではなく、規制緩和を行い得る内容についても洗い出すということ。加えて、商慣習の是正やそれに対する社内プロセス、社内規則、ケイパビリティといった組織の問題に関する検討も必要。普及に関しては、提案募集はサプライチェーン全体を巻き込むというような広い観点で進めていくべきである。

⑤ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上